



平成28年熊本地震 住民税非課税世帯に対する義援金の支給

福祉課 地域福祉係 ☎080(8594)4417

居住者用り災証明書の被災区分が全壊、大規模半壊、半壊世帯のうち、平成30年度の住民税が非課税である世帯に対し、義援金を支給します。ただし、別世帯の課税者の扶養親族のみで構成される世帯(高齢者または障がい者がいる世帯を除く)は対象外となります。

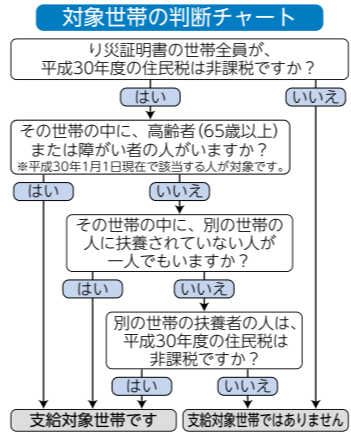
■支給要件

- 1 世帯は、り災証明書上の世帯
- 2 世帯から転出・転居した人も世帯に含め、転出した人は世帯に含めません。また、平成30年1月1日までに亡くなった人は、世帯に含めません。
- 3 高齢者は、平成30年1月1日現在において、満65歳(昭和28年1月2日以前生まれ)に達している人
- 4 障がい者は、平成30年1月1日現在において、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳を所持している人

■支給額

- 全壊、解体世帯(大規模半壊、半壊)：20万円
 - 大規模半壊、半壊世帯：10万円
- 申請期限
令和2年3月末(予定)
※(土)祝を除く

- 申請会場 役場2階 中会議室
- 必要書類
- 1 申請書(申請会場にあります)
- 2 り災証明書の写し
- 3 平成30年度住民税課税証明書(平成30年1月1日現在で菊陽町に住民票がある人は不要です。)
- 4 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 5 印鑑
- 6 その他 障がい者手帳の写しや被災者生活再建支援金の支給決定通知など、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。



申請はお済みですか 「すまいるの再建」5つの支援事業

福祉課 地域福祉係 ☎080(8594)4417

平成28年熊本地震で住居が被災した世帯を対象に、これまで受付を行ってきた4つの支援事業に加え、新たに県内の公営住宅を再建先とした世帯に対する支援事業の受付を行います。



- 1 公営住宅入居支援助成
公営住宅を再建先とする場合の初期費用を一律10万円助成
- 2 対象者
次の①～③のいずれかに該当する世帯
- 3 応急仮設住宅(光の森仮設住宅・みなし仮設住宅)に入居していた世帯
- 4 全壊または大規模半壊のり災証明書を受けた世帯
- 5 半壊のり災証明書の交付を受け、その住宅を解体した世帯
- 6 申請期限 再建先に入居した日から6カ月以内または令和2年2月28日(金)のいずれか早い日
- 7 申請場所・時間
役場2階 中会議室
午前9時～正午、午後1時～5時
- 8 必要書類
各事業により異なります。詳しくはお問い合わせください。

- 1 支援事業
自宅再建利子助成
自宅再建(修理含む)に関するローンの利子の一部を助成
- 2 リバースモーゲージ利子助成
リバースモーゲージ型住宅ローンの利子の一部を助成
- 3 民間賃貸住宅入居支援助成
アパートなどを再建先とする場合の初期費用を一律20万円助成
- 4 転居費用助成
再建先に転居した際の費用を一律10万円助成

プレミアム付商品券を販売します

10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、非課税者や子育て世代の消費に与える影響緩和と地域の消費を喚起するための方策の1つとしてプレミアム付商品券を販売します。

非課税者対象プレミアム付商品券

- 対象者
平成31年1月1日において、本町に住民票がある人で、平成31年度町県民税(均等割)が課税されない人
※ただし、課税者の扶養親族となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 販売額
利用可能額5,000円分の商品券を4,000円で販売します。1人につき5回まで購入可能です。
※最高利用可能額25,000円(購入額20,000円)
- 申請方法
7月中旬に対象者へ申請書を郵送します。申請書の審査後、該当者には商品券の購入引換券を郵送します。
- 問い合わせ
福祉課 地域福祉係
☎080(8594)4417

子育て世帯対象プレミアム付商品券

- 対象者
本町に住民票がある人で、平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
- 販売額
利用可能額5,000円分の商品券を4,000円で販売します。対象となる子1人につき5回まで購入可能です。
※最高利用可能額25,000円(購入額20,000円)
- 購入引換券(申請不要)
9月に対象者へ購入引換券を郵送します。
- 問い合わせ
子育て支援課 子育て支援係
☎(232)2202
- 共通事項
商品券の使用開始日は10月1日(火)を予定しています。



内閣府イメージキャラクター カクニャン

菊陽町総合体育館等施設の建設場所選定に関する答申

菊陽町総合体育館等施設整備検討委員会における総合体育館等施設の建設場所に関する協議結果をまとめた答申書が提出されました。

町は、総合体育館を建設するにあたり、有識者、スポーツ団体や町各種団体の代表、町民の代表などで構成する菊陽町総合体育館等施設整備検討委員会(会長：熊本県立大学 明石照久名誉教授)を昨年12月に設置し、建設場所、施設の規模や整備内容などについて審議を重ねています。

審議事項の一つである建設場所について、町内を東部、南部、西部、北部及び中央の5つのエリアに区分し、整備手法を含め、交通アクセス、周辺施設の状況、相乗効果、防災機能、経済性、農地改廃などの視点から分析・検討を行い、その結果を答申書としてまとめられ、5月23日付けで町長へ提出されました。

答申書では、「建設場所は中央エリアとし、菊陽杉並木公園を連続して拡張できる場所」と示されています。町はこの答申をもとに建設場所を確定させ、用地の確保などの作業を進めていきます。

また、今後、検討委員会では、施設の規模や整備内容などについての審議が行われます。



答申書を提出する紫垣副会長(左)と受け取る後藤町長(右)

- 問い合わせ
施設整備課 総合体育館準備係
☎(232)6500